

注意

入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札の際に、次の書面の提出が必要になりました。

(入札書ごとに必要です。)

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完・提出後の訂正は不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

(よくある誤り)「陳述」欄「☐自己の計算において・・・ありません」の☐のチェックは、「他人から資金の提供を受けて、当該他人のために入札に参加する場合等」にチェックするものです。金融機関から融資を受けて自己のために不動産を取得する場合には、チェックは不要です。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年11月26日

仙台地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 平 塚 秀 喜

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年12月16日 午前 9時00分から 令和 7年12月23日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 7年12月25日 午前10時00分 仙台地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 8年 1月 9日 午後 3時00分 仙台地方裁判所第4民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	別紙物件目録中、☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年11月26日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



516

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	8,053,000 6,442,400	一括	1,610,600	108,371	0
1	2,609,000				
2	5,444,000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------|
| 1 | 所 在 | 遠田郡美里町二郷字慶半 |
| | 地 番 | 14番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 739.55平方メートル |
| 2 | 所 在 | 遠田郡美里町二郷字慶半14番地1 |
| | 家屋 番号 | 14番1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造かわらぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階59.62平方メートル
2階52.99平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 9月19日

仙台地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 平 塚 秀 喜

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



11

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------|
| 1 | 所 在 | 遠田郡美里町二郷字慶半 |
| | 地 番 | 14番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 739.55平方メートル |
| 2 | 所 在 | 遠田郡美里町二郷字慶半14番地1 |
| | 家屋 番号 | 14番1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造かわらぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階59.62平方メートル
2階52.99平方メートル |



令和 7年(ケ)第 31号
令和 7年 3月27日受理
令和 7年 5月 7日提出

現況調査報告書

仙台地方裁判所

執行官 内 藤 和 宏 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 遠田郡美里町二郷字慶半
 地 番 1 4 番 1
 地 目 宅地
 地 積 7 3 9 . 5 5 平方メートル
 所有者 A

- 2 所 在 遠田郡美里町二郷字慶半 1 4 番地 1
 家屋 番号 1 4 番 1
 種 類 居宅
 構 造 木造かわらぶき 2 階建
 床 面 積 1 階 5 9 . 6 2 平方メートル
 2 階 5 2 . 9 9 平方メートル
 所有者 B



不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	(住居表示未実施)	
土地	物件 1	
現況地目	☒ 宅地 (物件 1) ☐ 公衆用道路 (物件) ☐ (物件)	
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者 (B) ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
その他の事項	本土地は東側で県道 (鳴瀬南郷線 - 建築基準法第 4 2 条 1 項 1 号道路) と接している。	
建物	物件 2	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる (☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類 : ☐ 構造 : ☐ 床面積 :	
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類 : ☐ ある { 構造 : 床面積 :	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 住居 (空き家) として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
その他の事項	3 枚目「その他の事項」記載のとおり	
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号 ☐ ある [保管開始日 平成 年 月 日	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

■ 物件2について

本建物は、平成25年2月に建てられた建物で、経年相応の劣化が認められる外、室内で車いすを利用して移動していたと思われ、1階の床や内壁に多数の損傷箇所が確認された。

物件1土地上にB所有のスチール製物置（動産）が1基存する。

物件1土地上の南西部に祠が存する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
☒ D (物件2所有者の妻)	物件1所有者であったAは、令和7年3月29日に亡くなりました。その相続人はAの妻CとBを含むAとCの子ら4名ですが、亡くなったばかりなので相続手続き等はしていません。 物件2の建物には、令和7年2月までAとCが居住していましたが、2人とも施設に入所し、同年3月からは空き家になっていました。 私の夫であるBは、他所に住んでいましたが、現在は長期入院中のため調査期日には立ち会えません。私も遠方に住んでいますので立ち会うことは出来ませんので、進行は裁判所にお任せします。 物件1の土地にあるスチール製物置は、B所有のものです。 AとBは親子ですので、Bが平成27年2月に物件2の建物を建てた当初から、物件1の土地利用について物件1所有者であったAとの間で特段の取り決めや金銭の授受はありませんでした。
☒ 美里町役場担当者	物件1土地が東側で接している道路は、県道「鳴瀬南郷線」で建築基準法第42条1項1号道路です。

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R7年4月2日(水) 11:20-11:35	美里町役場	間取図交付依頼(4/7郵送受領)、接道調査
R7年4月2日(水) 11:50-12:00	物件所在地	物件確認、写真撮影
R7年4月2日(水) 16:00-16:15	美里町役場	Aの住民票受領、同戸籍証明書交付申請(4/14郵送受領)
R7年4月7日(月) 9:40-9:50	仙台法務局	本件物件及び周辺土地の全部事項証明書受領
R7年4月16日(水) 13:30-14:00	物件所在地	立入調査、間取確認、写真撮影、評価人同行
R7年4月16日(水) 14:30-14:45	美里町役場	Aの除籍関係資料受領
年 月 日 () : - :		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

■ 令和 7年 4月 16日

目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Hを立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日

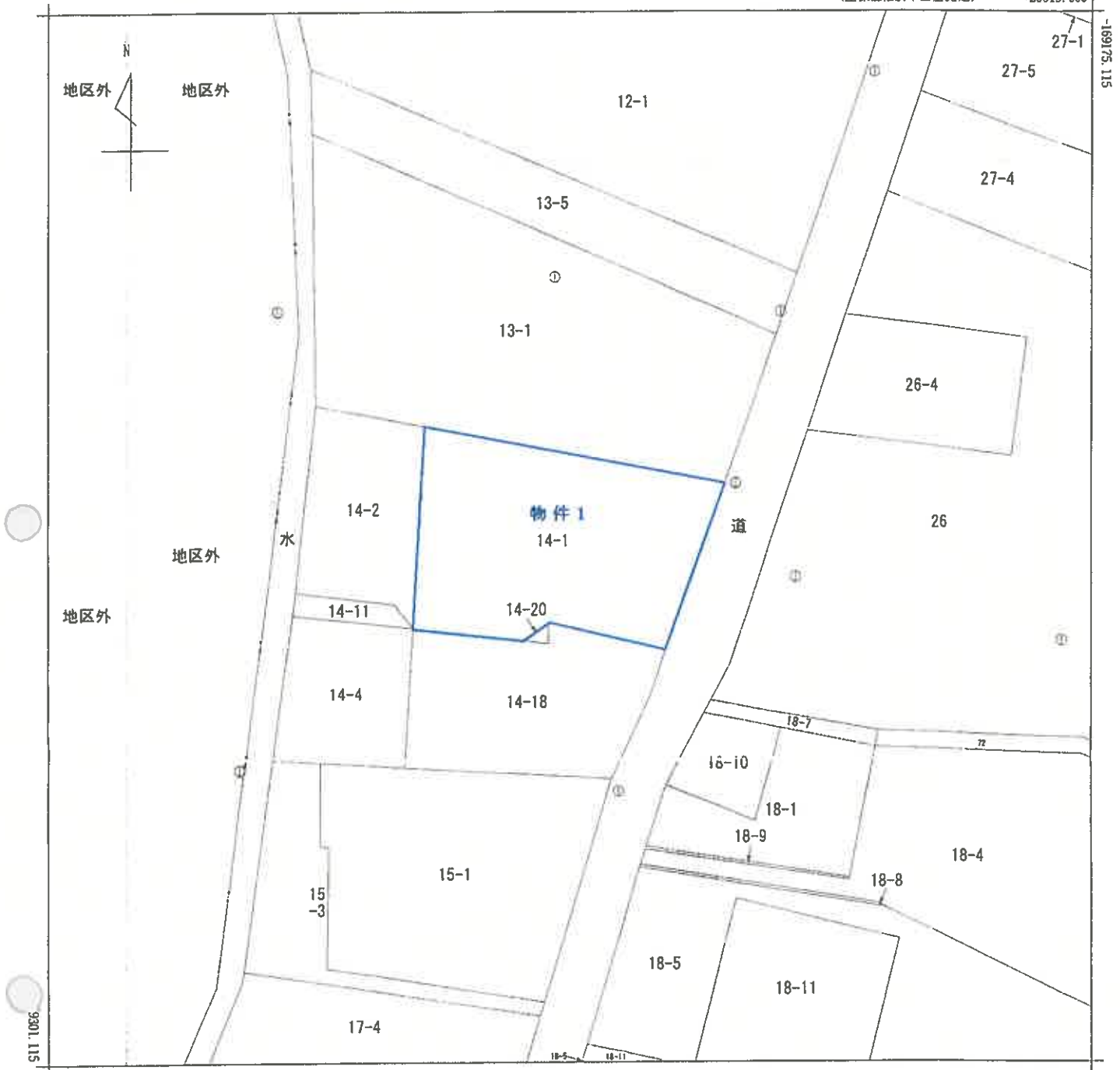
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

公 図 写

(座標値種別：図上測定) +26019.006



+25894.006 (座標値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出
二郷字慶半

A4判に縮小

請求部分	所 在					地 番		14番1		
出力尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和41年11月				備付年月日(原図)	昭和46年10月28日		補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(仙台北法務局古川支局管轄)

令和7年2月19日

東京法務局中野出張所

請求番号：17-1

登記官

(1/1)

(6 枚目)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(仙台法務局古川支局管轄)

令和7年2月19日

東京法務局中野出張所

(7 枚目)

登記簿

各階平面図

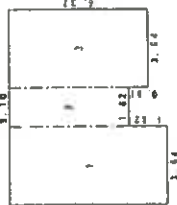
家屋番号 14番1

建物図面

建物の所在 遠田郡美里町二郷字坂半14番地1

物件2

1 階

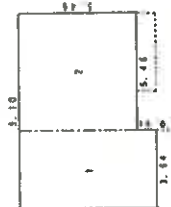


求積表

1 7.28 x 3.64 = 26.4992
2 5.46 x 1.82 = 9.9372
3 6.37 x 3.64 = 23.1868

合計 59.6232
床面積 59.62 m²

2 階



求積表

1 6.37 x 3.64 = 23.1868
2 5.46 x 5.46 = 29.8116

合計 52.9984
床面積 52.99 m²

A4判に縮小

作成者

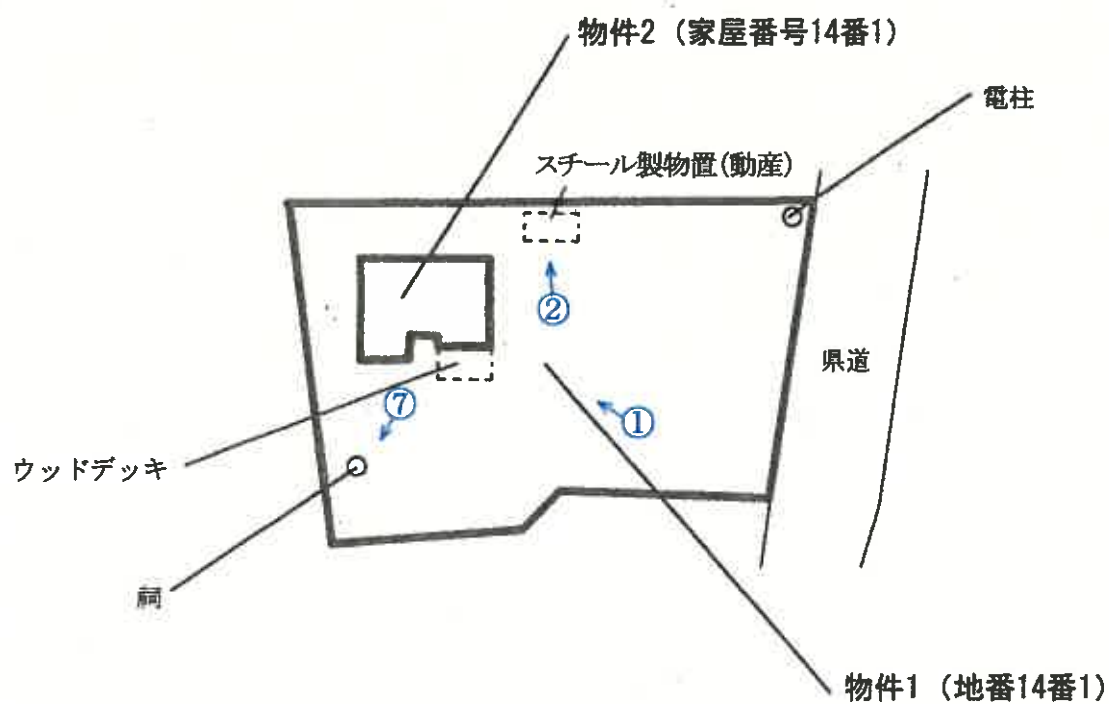
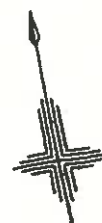
2月16日作成

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

土地建物位置関係図



建 物 間 取 図
物件2 (家屋番号14番1)

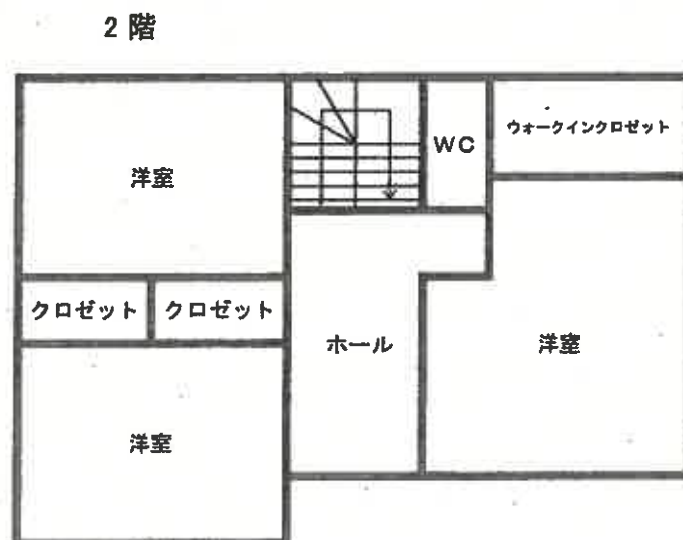


写真 1

物件2



物件1

写真 2

スチール製物置(動産)



物件1

写真 3

以下物件2の内部状況



写真 4



写真 5



写真 6 床や内壁の損傷状況



写真 7



祠

令和 7 年（ケ） 第 31 号

令和 7 年 4 月 16 日 現地調査

令和 7 年 5 月 12 日 評 価

仙台地方裁判所 第4民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士 秋 元 康 男

第 1 評 価 額

一 括 価 格		
金 8,053,000 円		
内 訳 価 格		
物件 1 (土地)	金	2,609,000 円
物件 2 (建物)	金	5,444,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第 2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは、物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第 3 目 的 物 件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	別紙物件目録記載の通り	
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積		

番号	特 記 事 項
	-

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等(物件1)

位 置 ・ 交 通	JR東北本線「鹿島台」駅の東方・道路距離約3.7km (別添『位置図』参照)	
付 近 の 状 況	目的物件は、美里町二郷地区の農家集落地域に位置し、県道沿いに農家住宅が建ち並び、小売店舗や公共施設等も見られる。美里町では人口減・高齢化に歯止めがかからず住宅地需要は低調、農家集落地域では地縁・血縁選好性が強く需要は限定的である。街路条件は、幅員約7.5m舗装県道が標準である。標準的画地は、規模450㎡程度(間口18m、奥行25m程度)、北向きの戸建住宅地である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	都市計画区域外 - - % - % - 河川保全区域(「鳴瀬川」堤防法尻から20mが該当)
画 地 条 件	地 積 間 口 ・ 奥 行 形 状 地 勢 街路接面状況 そ の 他	739.55㎡ 約20m×約35m ほぼ整形 概ね平坦 中間画地 -
接面道路の状況	南東側で幅員約7.5mの舗装県道に概ね等高に接面する。	
土地利用状況等	物件2の建物敷地等として利用されている	
供給処理施設	上 水 道：あり 下 水 道：あり ガス配管：なし ※ 表記方法に関する留意点については、評価書末尾の「注記」欄参照	
埋蔵文化財有無	文化財保護法上の周知の埋蔵文化財包蔵地の指定は無い。	
土壌汚染の有無	現地調査や各種資料を勘案する限度において、土壌汚染の徴表は認定し難い。	
特 記 事 項	1.物件2(建物)の北東方にスチール製物置(動産)が確認された。 2.物件1(土地)の北東部に電柱、南西部に祠が確認された。 3.上水道については、前面道路に公設管が敷設されており、物件1(土地)内にメーターも確認されたが、引込管についての詳細は不明である(美里町水道事業所聴取)。 4.物件1(土地)は「美里町洪水・土砂災害ハザードマップ」において「洪水浸水想定区域」内に位置すると思われる。	

2. 建物の概況及び利用状況等(物件2)

区 分	主である建物：家屋番号14番1		
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日(登記記載)		平成25年2月7日新築
	経 過 年 数		12 年
	経済的残存耐用年数		23 年
構 造	木造かわらぶき2階建		
仕 様	外 壁	サイディング等	
	内 壁	クロス貼等	
	天 井	クロス貼等	
	床	フローリング、畳等	
	設 備	電気、給排水、衛生設備	
	そ の 他	なし	
	(注) 建物に附属する各種設備については、動作確認まではできないため、使用可能か否かについては不明である。		
床 面 積 (現 況)	1 階	59.62㎡	延 112.61㎡
	2 階	52.99㎡	
現 況 用 途 等	現況用途	居宅	
	間 取 り	別添『建物間取図』の通り	
品 等	普通		
保 守 管 理 の 状 態	普通		
建物利用状況等	「現況調査報告書」記載の通り		
特 記 事 項	1.物件2(建物)について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 2.物件2(建物)について、1階の内壁・床に多数の損傷が確認された。 3.物件2(建物)の南東部にウッドデッキ(損傷あり)が確認された。		

第5 評価額算出の過程

I. 積算価格の試算

1. 基礎となる価格

(1) 建付地価格(物件1)

目的土地の建付地価格を次の通り求めた。

番号	標準画地価格 ア	個別格差 イ	地 積 ウ	建付減価 エ	建付地価格 ア×イ×ウ×エ
1	10,400円/㎡	0.85	739.55㎡	1.00	6,538,000円

ア. 標準画地価格(公示価格等との規準をもとに査定)

地価調査基準地 【美里-4】

$$\begin{array}{ccccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{規準とした価格} \\ 9,000\text{円}/\text{㎡} & \times & \frac{99.0}{100} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{86} & = & 10,400\text{円}/\text{㎡} \end{array}$$

- ◇ 時 点 修 正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。
- ◇ 標準化補正 : 画地条件(方位) +0% (1.00)
- ◇ 地 域 格 差 : 街路条件(幅員、系統連続性) △2% (0.98)
- 交通接近条件 △2% (0.98)
- 環境条件(住環境等) △10% (0.90)
- 上記相乗積 86% (0.98 × 0.98 × 0.90 ≒ 0.86)

イ. 個別格差

目的土地等につき、以下の通り、個別格差の判定を行った。

- 画地条件(方位) +0% (1.00)
- 画地条件(規模) △15% (0.85)
- 行政的條件(河川保全区域/一部) +0% (1.00)
- 上記相乗積 85% (1.00 × 0.85 × 1.00 ≒ 0.85)

ウ. 地積：登記数量

エ. 建付減価

地上建物は周辺環境と適合し、敷地との適応関係も良好であるため、建付減価の発生は認められない。

(2) 建物価格(物件2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を判定した。

①主である建物

番号	再調達原価 ア	現況延床面積 イ	現価率 ウ	建物価格 ア×イ×ウ
2	170,000円/㎡	112.61㎡	0.66	12,635,000円

ウ. 現価率

経過年数12年、経済的残存耐用年数23年、観察減価率0%、残価率0%により現価率を査定した。

◇ 現価率査定根拠

$$0.66 = \left\{ \begin{array}{c} \text{残価率} \\ 0.00 \end{array} + \left(1 - \begin{array}{c} \text{経済的} \\ \text{残存耐用年数} \\ 0.00 \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{経済的} \\ \text{全耐用年数} \\ 23\text{年} \end{array} \div 35\text{年} \right) \right\} \times (1 - \begin{array}{c} \text{観察減価率} \\ 0.00 \end{array})$$

2. 評価額の判定

前記により求めた各価格に、土地については土地利用権等価格を控除、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記の通り評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 ア	土地利用権等の 及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 ア×イ×ウ
1	6,538,000円	1.00	0.05	使用借権	327,000円

イ. 土地利用権等の及ぶ範囲：上記物件番号の土地の100%の範囲とした。

ウ. 土地利用権等割合：土地利用権等を使用借権と判定し、その割合を上記の通りと判断した。

(2) 評価額(内訳価格及び一括価格)

番号	基礎となる価格 ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評 価 額 (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	6,538,000円	－327,000円	1.00	0.70	0.60	2,609,000円
2	12,635,000円	＋327,000円	1.00	0.70	0.60	5,444,000円
一括価格(合計)						8,053,000円

ウ. 占有減価修正：修正の必要はないものと判断した。

エ. 市場性修正：

目的物件が美里町郊外の農家集落地域に存することによる需要の減退並びにそれに伴う早期売却の困難性から市場性が劣るため、市場性修正率を右記の通りと判定した。 △30% (0.70)

オ. 競売市場修正：「評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

※ 算定結果については、千円未満四捨五入の処理を行った。

第 6 採用した地価公示標準地等の概要

地価調査基準地【美里-4】

所 在 : 遠田郡美里町木間塚字押切東24番8
価 格 : 9,000円/㎡
位 置 : JR東北本線「鹿島台」駅北東方5.3km(道路距離)
価 格 時 点 : 令和6年7月1日
地 積 : 454㎡
供給処理施設 : 水道・下水道
接 面 街 路 : 北東側約6m舗装町道
用 途 指 定 等 : 都市計画区域外
地 域 の 概 要 : 一般住宅の中に畑が混在する住宅地域

第 7 附属資料

1. 位置図(出典:地理院地図)
2. 地図(法第14条第1項)写
3. 建物図面・各階平面図写
4. 土地建物位置関係図
5. 建物間取図

※土地の「供給処理施設」の表記に係る注記

供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常で敷地内への引き込みができる状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管が敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。

以 上

令和 7 年 (ケ) 第 31 号

物 件 目 録

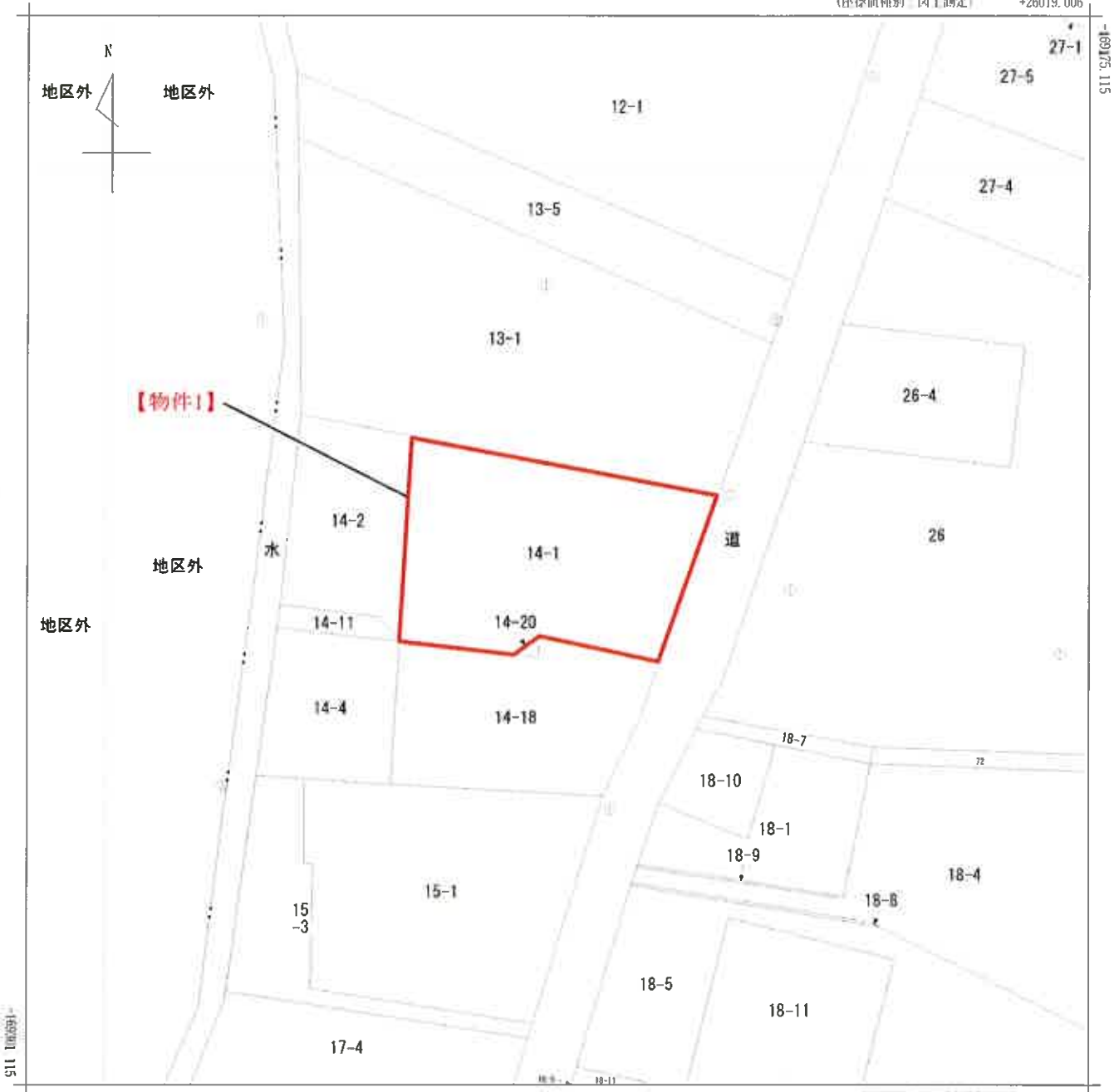
- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 遠田郡美里町二郷字慶半 |
| | 地 番 | 1 4 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 7 3 9 . 5 5 平方メートル |
| | 所有者 | A |
| 2 | 所 在 | 遠田郡美里町二郷字慶半 1 4 番地 1 |
| | 家屋 番号 | 1 4 番 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造かわらぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 9 . 6 2 平方メートル
2 階 5 2 . 9 9 平方メートル |
| | 所有者 | B |



地図(法第14条第1項)写

表示年月日: 2025/04/18

(座標値補正 国土測定) +26019.006



(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaihcipyouki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出
二郷字慶半

請求部分	所在	遠田郡美里町二郷字慶半					地番	14番1			
出力 縮尺	1/500	精度 区分	乙一	座標系 番号又は 記号	X	分類	地図(法第14条第1項)			種類	地籍図
作成 年月日	昭和41年11月				備付 年月日 (原図)	昭和46年10月28日			補記 事項		

※法務局備付図面をA4に縮小

登記年月日：平成25年2月20日

各階平面図

建物図面

家屋番号	14番1
建物の所在	遠田郡美里町二郷字腰半14番地1

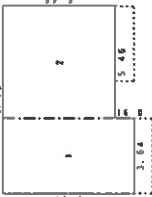
1 階



求積表

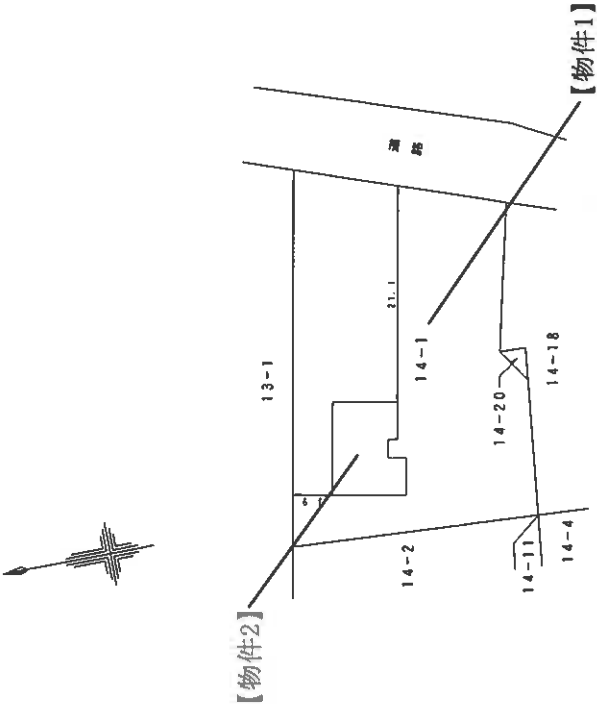
1	7.28 x 3.64 = 26.4992
2	5.46 x 1.82 = 9.9372
3	6.37 x 3.64 = 23.1868
合計	59.6232
床面積	59.62 m ²

2 階



求積表

1	6.37 x 3.64 = 23.1868
2	5.46 x 5.46 = 29.8116
合計	52.9984
床面積	52.99 m ²



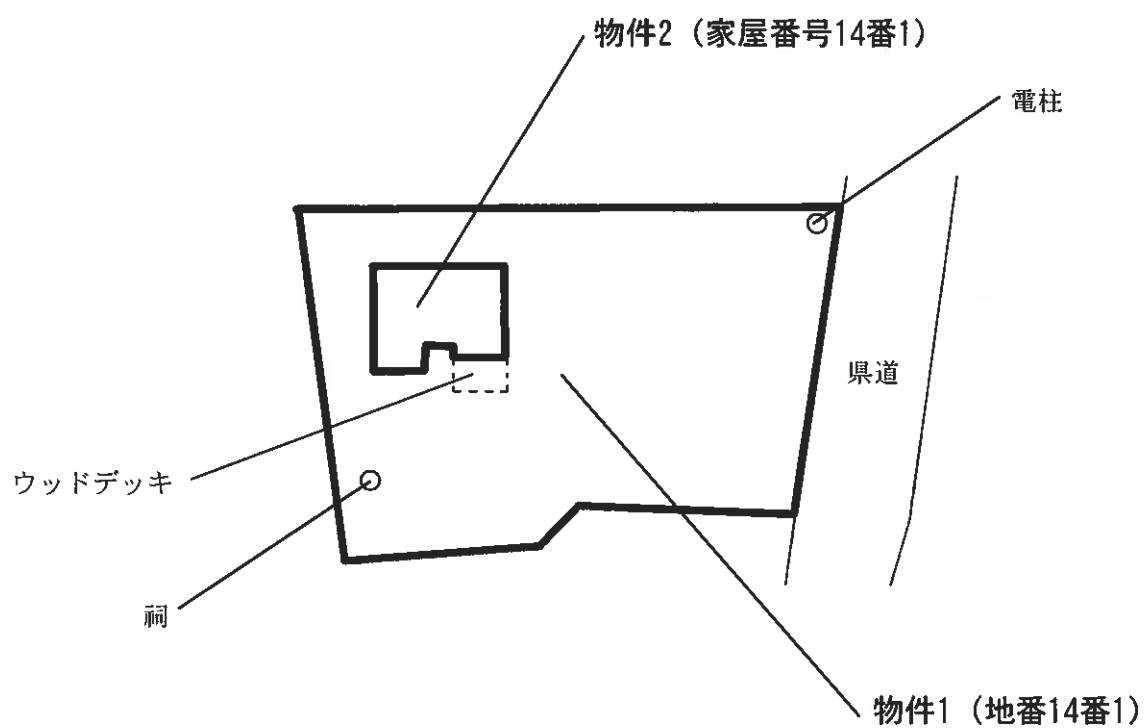
作成者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

土地建物位置関係図



建物間取図
物件2 (家屋番号14番1)

